

はじめに

海女を「文化」と評価するには、その歴史性を明らかにすることが必要。

だが、民俗調査に比し、文献史料に基づく海女研究は極めて乏しい。

(要因)

- ・文献史料に「海女」関連用語が出るのは非常に少ない。
「海女」は明治30年代半ば(観光資源化以降)
「海士」が一般的。だが、漁業者一般を指すことも(『伊勢参宮名所図会』など)。
まれに「蛸」、「蛸女」、「女海士」など(女性と特定)。
- ・海女生業は日常の稼業。事件でもない限り、記録に遡らない(民俗分野の難しさ)。
- ・村請制下の農村の特質。生産者(漁業者)個人は出ない。
漁業権は現代に至るまで家単位。家長(男)の下での生業。出稼ぎ記録も近代以降。
近代以降の「海女組合」も、構成員は男。

(対策)

- ・鳥羽志摩の海女漁村女性とは、基本的に「海女」である(海女を行いうる)という視点。
 - ・海女漁業の得物の追究。蛸・栄螺以外の海女生業。
その地域的広がり。流通・加工。伊勢参宮文化(伊勢神宮/参宮客の食)との関係。
- ※海女を古文書から分析する場合、いかなる文書類に着目する必要があるか。
志摩海女に関する「史料集」編纂の必要。そのための視点・ノート。

一、海女漁業の比重と概況 [明細帳、算用帳、書上帳]

(従来、人数、船数、漁期、献上品などが個々に紹介) それ以外の情報を探る。

1、海女漁の生産力(比重)

- ・石鏡村の事例。明治4(1871)年段階で過去5ヶ年の平均生産額。
農業 : 米245両、麦100両、薩摩芋125両。
海女漁 : 鮑1200両、海鼠20両、海草類1050両。
一般漁業 : 海老網300両、鰹530両、名吉300両、捕漁150両。
- *水産関係で合計3550両(全体の75%)。
水産関係のうち鮑が34%。海鼠、海草、荒布を合わせると64%。

2、舟数とフナド

- ・石鏡村「石鏡村目録引替」(中田四朗「近世の志摩における海女と伊勢の御師」)
「漁師七拾四人、蛸八拾人」「船数五拾五艘…四拾艘ハ蛸舟」
フナドとカチド併存。漁師のうち40人?は海女船のトマエか。
- ・和具村の「差出帳」(宝永七年): 船の種類: 鰹船/いさば船/諸漁海士船。
他村で「ちよろ船」と出るのは海女船!? 長さ2~3間の小舟。
中田四朗の統計。志摩国内20か村で1361艘中1047艘が小舟(77%)
*小舟数は「フナド海女」の数の上限。

→別表。小舟/舟数(中田統計): 村にある船のうち小舟(海女舟)の比重。

小舟/家数: フナド海女率。村ごとのフナドの比重に近似。

石高/人数: 一人当たりの石高。農業依存率。

小舟所有率(フナド海女率)

高い: 答志、神島、坂手、菅島/安楽島、浦村、石鏡、国崎、相差、畔蛸/志島。浜島。

低い: 安乗、甲賀、畦名、波切/和具、越賀、御座/南張。

※磯場の違いも要因? (乞御教示!) 波切は大船比率が高い。

石鏡村、小舟率は低い(大型船が少なくない)が、明治期データで海女漁の比重圧倒的。

→他の小舟率の高い村は、更に海女漁生産の比重が高いはず。

和具村: 家数辺りの船数、小舟数が低い(越賀、御座も)。

→カチド・ノリアイの多さ? ([要検討]大規模漁業、廻船、兼業、出稼との関連性)

石鏡、近隣に比し田畑は少なく、だが(フナド)海女率は高くない。

甲賀: 田畑多く海女率低。相差: 田畑も多く海女率高。

《志摩国: 村々の地域差非常に大》

3、出稼の要因

和具村「差出帳」(宝永7[1710]年): 「海士」と「漁師」。「海士」は潜水業か。

海士、漁師とも春夏は在所で漁。海士: 常は前海(外湾)、波立時は後浦で真珠貝。

8月以降、共に出稼。海士は熊野灘へ。漁師は紀州へ鯨船・海老漁。

*春夏のトトカカ船による漁→8月以降は別々に出稼。*どちらの要因が強いのか?

二、漁業争論に見る海女 [漁場争論関係文書]

*最も根元的な海女の姿が描かれる。

1、浜島⇔南張村の争論(明暦2[1656]年)

浜島の海士が3月に「おばべた」で焚き火に当たる。南張村の者に打擲に会う。

「海士とない之もの共」: トマエの存在。フナド。

*海女小屋ではなく、浜での焚き火か。『三重県水産図解』で描かれる様子。

南張村の「おばべた」磯: 「かちかつぎ」は南張村、沖で船でのかちつきは浜島の権利。

南張村の者が船で荒布を採る→櫓を没収。

*カチドとフナドとは、海女漁の形態だけでなく、漁場の権利が区分。船の使用で分離。

地先漁業権の範囲。磯と沖合いの区分に対応(その範囲はしばしば争論の焦点に)。

*かちかつぎ=「桶かつぎ」「磯物取」とも表記。カチドが桶、フナドはトトカカ船?

2、布施田村⇔和具村の争論(宝暦11[1761]年)

磯の範囲。磯続きか否か。「磯堺之慥成間限」「海底一面ニ相続候磯」

海面の漁業権範囲と海底とは違う? 難船処理の実績も主張点に。

3、石鏡村⇔坂手村の争論(元禄3[1690]年)

道具の没収(争論の作法)。揉め事に際しての道具の使用。棹(引竿?)で叩くなど。

4、他の漁業との関係

鱈漁（盾網）と海女漁の関係。石鏡村で、かつぎも立網も禁止。磯と沖合い。
幕末期の尾鷲。天草採取の打診→漁への影響を危惧（杞憂?!）。

5、海女による漁法と棹での漁法

元禄3(1690)年「菅島村年代記」：坂手村⇄菅島争論。

三、海女漁物の流通〔伊勢や上方の商人に関わる文書、藩の法令〕

1、熨斗鮑、干鮑、テングサ、海鼠などの集荷。加工を前提の海産物。都市商人の活動。

①鮑（熨斗）

中田四朗「近世の志摩における海女と御師一熨斗を媒介として」『海と人間』6）、同
「近世の志摩における海女と御師一熨斗請所制解体と熨斗屋の横暴」『郷土志摩』56）
*主として越賀文書が典拠。文化元(1804)年から藩専売。

②テングサ

藤田貞一郎『近世経済思想の研究』

中田四朗「近世における志摩の天草漁業—越賀村の場合」『海と人間』13

*他に、慶応元(1865)年、慶光院、鳥羽藩に対し天草一手買入を申入れ。

③荒布

中田四朗「近世の志摩における海女漁業と荒布の採取」『郷土志摩』50）、同「近世に
おける志摩の荒布漁業（上）（下）」『海と人間』15、17

④海鼠

中田四朗「三重県下に属する地域の近世における煎海鼠史料」『海と人間』14

*正徳6(1716)年、京都商人より鳥羽藩に対し藩領内の海鼠一手買い占めを出願。

天明6(1786)年、鳥羽藩専売制。天保14(1843)年、他領への抜け売り統制。

2、参詣地の食文化と海女漁物

- ・御師邸、参宮街道（熱田宮～伊勢）旅籠屋での鮑（頻出。冬期）、海草。
- ・二見浦でのサザエ壺焼き。鳥羽の海女の出稼ぎ？（松月氏の説）
津の岩田橋近くでもサザエ壺焼き。『伊勢参宮名所図会』の海女潜ぎの記述。
- ・参宮街道（小川）、熊野那智山でのトコロテン

四、難船と海女

1、救助、死体引き上げ

人足賃 一日式刃（安政4〔1857〕年、船越村の事例）

2、沈荷物の引き上げ

- ・分一：濡荷物は代金の十分の一、浮荷物は二十分の一を村が取得。
文化11(1814)年、大坂船の難船時、越賀は分一として41両2歩を受け取る。
- ・濡荷物等の現地での入札（安価での落札）。
- ・積荷の不正入手。

3、他村海女の雇用

小浜組の浦村が国府組の国崎村の海女を雇い海底探索をし、石鏡村から抗議を受ける。

（通常は石鏡村＝同じ小浜組の海女が担当。一種の権益に。）

元文2(1737)年越賀村、碇を拾い上げるのに女では無理。安乗の男海士を呼ぶ。

天明6(1786)年の難船時、小浜村が答志海女を呼び、海底荷物を掛け挙げる。

c f 尾鷲の珊瑚探索。一般の漁民では出来ない、特殊技能。

*難船が海女漁村において持つ意味＝大きな権益。波切騒動の背景?!

五、海女漁村の人口動態

1、出稼ぎ

近代、明治28年以降は届出形式が変化。村文書に残らず。出稼ぎ先での様子が不明。

出稼ぎ先での史料探索の要。

2、宗門帳、人別移動証文など

志摩で男女別人口は女性が上回る。

俗説：墮胎の多さ。幼い女子を養子に取り、海女に仕立てる…。

*宗門帳等で検証の必要。

六、兼業（副業）

「観光」海女

『伊勢参宮名所図会』／二見浦の「海女ショー」?

一般の旅行業内記や道中日記（庶民の旅日記）には出ず?

→文人の紀行文などを探索の要。

近代以降の新聞資料（真珠博物館）

博覧会関係資料（県史の県庁文書、乃村工藝社情報資料室）

志摩のはしりがね。鳥羽の遊女。

おわりに

中田四朗氏の扱った史料の膨大さ。それをまずカバーすることが前提。

【今後の史料蒐集課題】

差出帳（村明細）：志摩地域分〔徳川林政史研究所〕。鳥羽市域は『鳥羽市史』所収。

漁業争論文書を磯場争いの観点で見直す。

難船記録（特に越賀文書に頻出?）を海女の役割に注目して検討。

伊勢（河崎）、参宮街道の食文化及びその流通に関する史料の集積。

鮑、海鼠、天草、荒布をめぐる専売（一手買付）：上方などの商人、紀州藩。鳥羽藩。

【中文史料行編】

- ① 『石鏡漁協所蔵文書』(一六二)
 - 右御等二付書附を以差上申候 志摩國磐志郡石鏡村
 - 高九拾四石式升八合内三石 浦役高前々引
 - 此高之儀著寛文四年辰年小物成高卜申かり高三被仰附、年々定引二被成候、六拾石壹斗七升
- (中略)
 - 米取揚高 四斗八七拾俵
 - 三〇式口 代金貳百四拾五兩 但五ヶ年平均仕候
 - 妻百阿、薩摩芋一二五兩、出作米八十俵(略)
 - 鮑水揚高 代金千貳百兩 但五ヶ年平均仕候
 - 海老捕網 揚高 代金三百兩 但五ヶ年平均仕候
 - 海月取揚高 代金貳拾兩 但五ヶ年平均仕候
 - 施普願 揚高 代金七百五拾兩 但五ヶ年平均仕候
 - 荒布 揚高 代金三百兩 但五ヶ年平均仕候
 - 各吉漁事 水揚高三百兩 但五ヶ年平均仕候
 - 捕漁事 水揚高五百五拾兩 但五ヶ年平均仕候

(中略) 百姓家數百七軒 惣人数五百六拾式人 男貳百六拾式人 女參百五人 志軒 細木幸助 / 志軒 庄屋 / 武軒 肝煎 / 三軒 寺 指引 百姓家數百壹軒 人数五百六拾人 内男貳百五拾五人 女三百五人 之通御等二付諸揚高諸買入生恐以書附差上申候 以上 明治四年辛未二月 石鏡村百姓惣代理申久内(印) / 岡山孫市(印) / 同 山本甚吉(印) 庄屋 西口利作(印) / 大庄屋 玉置岡藏 鳥羽藩御役所

② 和具漁業協同組合文書No.83(海の博物館) 宝永庚寅七歲六月 志摩國英虞郡和具村實之差出シ帳之控也 丑ノ年免定

(中略) 五百三拾八石六斗七升六合 和具村 中地御用之節ハ指上シ申候得者、老具二付代銀五分宛被下候御事 蝦斗五月ノ八月迄仕候、御用之節指上シ申候得者、大蝦斗百本二付代銀四匁五分、中蝦斗百本二付代銀三匁、下蝦斗百本二付吉匁五分宛被下候御事 大上々大蝦斗去丑ノ年御用二付被仰付候而仕立差上可申候得ハ、百本二付代金分宛被下候御事 海栗塩辛御用二付先御代三年以前子年、去丑ノ年両年 御奉行様御出被成シ御捕せ塩辛二被成候而、海栗百二付代銀貳匁五分宛被下候御事 (中略) 舟四拾九艘 内 拾貳艘 鹽釣り舟 三拾壹艘 諸漁海士仕舟 六艘 いさば 右之船先年ノ御城主様御用物申儀無御座候、勿論船役米無御座候御事

(中略) 是ハ春夏中者在在所二而海士仕候、夏之内前海二、波立申候得者後浦江海上二八、真珠貝取申候、八月ノ十月迄之内紀州様御領内江先年ノ御暇申請旅旅土二參候、人数年二多、少御座候、海士罷掃り候節御城主様江先年ノ御暇申請旅旅土二參候、代銀不被下候御事 御座候、八月ノ来二三月迄紀州之内江船船二被雇、前々ノ御暇申請三州鱒網二被雇參候者も 漁師 是ハ春夏中ハ在所二而諸漁仕候、夏之内二先年ノ御暇申請三州鱒網二被雇參候者も 正月迄紀州之内江先年ノ御暇申請海老取二參候、冬中ハ来正月迄在所二罷有候漁師後浦三而生海鼠引申候御事

⑬ 山崎英三編 『志摩國近世漁村資料集』(三重県郷土資料叢書第六集、一九六七年)

12 ⑬ 明暦二年 地頭王差出書 『作恐指上』 海上と申候ものは かつきに出候而ハ浜ハあがり火を焚あたり不申候てハかつき成不申候、是は先見よりおぼへたの儀ハ浜高村より海士かつきに参り候而ハおぼへたノ浜ハあがり火をたき共散々に打觸いたし、栗州三艘并小道具共打わり申儀、何共迷惑仕候御事 (中略) 元和貳年九月鬼殿御代に浜島村頭内黒崎と申儀ハ南張村谷右衛門と申もの入越を仕り、岩之上にて荒布を取申候を浜島村庄屋又左衛門と申もの見付け打ちたつき申儀得ば、南張村へ行自安御上ケさせ被成二付、浜島村より返答書を仕指上シ申候所二、九魂注體殿、天野半右衛門殿、柚屋与治右衛門殿御取扱被成、おぼへたこの儀の義ハ先規の如ク南張村よりハかちにてすな取、浜島村よりハ船にてすな取りの所ハ不及申儀、豊後殿百姓たかれ候様二と様々御座被成候故、不是非扱衆之仰二まかせ相済申候、則御扱之衆より御証文書後殿へ御渡二被成、其写シ豊後殿より双方へ御渡シ被成、爾今浜島村にも御座候御事 右之条々取為問何分之為仰せ被下は雖有可奉存候、以上 明暦二年申三月 浜島村庄屋作兵衛 / 同 金右衛門 / 年寄 弥次右衛門 / 同 五兵衛 進上 御奉行様 百姓頭仁助 / 同 七右衛門

浜島村南張村獵場相定覚 島村より諸漁可致事 同所おぼへたにて名吉并二なぶら物取扱候儀、南張浜島高村より一ヶ月を十五日宛獵可仕事 同所おぼへたにて浜島村より海老網ハ立可申事 南張村より陸ハ引上候網之義は前々之通り引可申事 沖相にては諸漁停止 惣而なんまり網ハ遣申請致事 一、浜島村小磯黒崎にて桶かつき磯物取扱候義、是又前々之通り可為入相事 右之通相定上は向後五二連乱在間敷候、依而双方は如此落着之書付渡置候 組運上を以漁場相極度候由届候二付、其通申付候也 寛文五年巳七月十五日 南壽右衛門 / 下四郎右衛門 / 岡長右衛門 15 『正徳五年 地頭王返答書』 乍恐奉差上 御返答

15 ⑭ (中略) 一、浜島村之儀、古来より御浦役銀并御請漁金を差上漁海二而御年貢御上納渡世を仕御事二御座候 (中略) 一、取せ、亦儀ばた二而玉貝取立儀ハ浜島村漁之害二も成不申故見ゆるし置申候、此外一切漁之儀ハ釣并ひし突共二難憎事之様に仕候とても右漁仕候道具を浜島村へ取申儀此迄子細無御座候、惣而三方村二漁と申儀難心得奉存候御事 ⑭ 『布施田区文書7(越賀区文書)』 作恐奉願口上書之御事 一、布施田区領小嶋磯あざき之儀ハ石嶋猪之続式磯二而、当村百姓共古来カサギ仕来布施田村領二紛無御座候然池去カ明ノ、六月十九日当村百姓共小嶋之儀々二而岩布かつき高申候也、和具村ノ舟數十艘二大勢乗組參、右あざき磯二居申候當村之舟二取掛り理不尽二曳申二付、布施田村領之儀此磯二おぼへた和具村ノ少も差請了申客可有之儀、難心得仕形之旨申段々相防候得共、磯二取掛り所存之程相尋度、追々和具村迄參候而段々相對仕舟差返候様二申入候得共、理非をも聞分ケ不申大勢口々難言を申、舟破し候茂不願當村之舟十四艘山際迄曳揚候義無弊之仕形二候得共、大村之大勢迎度相手二難成強勢之人取取合候而ハ怪我等之義茂無弊

